

第四号議案

江戸川区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年六月十七日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江戸川区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年十月江戸川区条例第五十六号）の一部を次のように改正する。
第十条第三項中「都道府県知事」の下に「又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）の改正を踏まえ、放課後児童健全育成事業者が事業所ごとに配置する放課後児童支援員の要件に指定都市の長が行う研修を修了したものを加える必要があるので、本案を提出いたします。